

令和 6 年第 9 回

君津市農業委員会議事録

令和 6 年 9 月 4 日（水）

令和6年第9回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年9月4日（水）午後2時00分から午後2時50分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 4号から議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第14号から議案第18号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第6 議案第19号 令和6年度第5次農用地利用集積計画について

日程第7 議案第20号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年9月）について

日程第8 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号から報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 7号から報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第12号 君津・小糸・清和・上総地区地域計画策定に伴う目標地図素案の提出について

出席委員（13名）

1番 内 海 孝 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

4番 小笠原 武 男

5番 笹 本 幸 恵

6番 宇 野 真 弘

7 番 神 子 純 一
 1 0 番 齊 藤 昇
 1 2 番 長谷川 貢
 1 4 番 石 井 和 美

9 番 小 泉 春 水
 1 1 番 重 田 忠 男
 1 3 番 鈴 木 隆

欠席委員（1名）

8 番 溝 口 勝 美

出席した職員

事務局長	安 田 禎 則
事務局次長	永 畠 一 環
農業委員会事務局主任主事	江 澤 俊 太
経済環境部農政課企画調整係長	金 子 正 和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、お忙しい中、農業委員会の出席、御苦労さまです。

いよいよ稲刈りが始まりまして、大変忙しい思いをされていることだと思います。稲作農家の仕上げということになりますので、頑張ってお願ひしたいと思いますが、台風10号の影響で、雨の日が続いて、刈取りができないということで、非常にいらいらした状態でおります。

今年は、少し米の値段が上がって、採算が取れるようになればいいなというふうに思っています。

6月の初めから、地域計画の話し合いを進めてまいりまして、今月の議案書のほうにも、最後のほうに書いてありますけれども、地域計画の素案が出来上がっているという状態になっています。

この後のいろんな協議を経て、地域計画が出来上がるということになると思います。話し合いへの出席とか、いろいろ取りまとめとか、大変皆さんに御苦労いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、会議よろしくお願ひします。

◎諸般の報告

会 長 諸般の報告ですけれども、8月総会以降の会議、行事等は特にございませんでした。それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第9回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

5 番、笹本幸恵委員、6 番、宇野真弘委員の 2 名をお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 3 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第 1 号について説明します。

鎌滝地先の畑 1 筆、面積 743 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、農地の管理が無理と思われるため、譲受人は、現在借りている農地の所有権を移転したいためです。

許可基準として、譲受人は、現在 9,276 平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、150 日を超えており、資格等については、問題ないと思われます。

議案第 2 号について説明します。

植畑地先の田 1 筆、面積 2,415 平方メートルを賃借権設定するものです。

申請理由として、譲渡人は、経営規模の縮小のため、譲受人は、栽培の指導をしてくれる方が近くにおり、就農しやすいためです。

許可基準として、譲受人は、ブルーベリー栽培を計画する新規就農者ですが、木更津市にある施設や法人において研修を受けております。

また、県外在住ですが、千葉県内に作業拠点を確保しております。

農機具は、運搬車、草刈機を所有し、農作業従事日数は、150 日を超える予定です。資格等については、問題ないと思われます。

議案第 3 号について説明します。

山滝野地先の田 2 筆、畑 3 筆、面積 3,196 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、遠方に引っ越し、管理ができないため、譲受人は、ブルーベリーが育てやすい環境のためです。

許可基準として、譲受人は、現在8,943平方メートルの農地を経営しており、農機具は、運搬車、草刈機、散水車を所有しています。

本法人の取締役の農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については、問題ないと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、6番、宇野委員からお願いいたします。

宇野委員 6番、宇野です。

1号議案について説明します。

8月29日の日に現地で代理人の方とお会いし現地を確認しました。譲渡人は、近くで歯医者さんを経営していて、譲受人のほうは近くで運送業を同じ鎌滝地区内の中で運送業をやっており、息子がメインでやっていて、今、社長と会長の譲受人の方は農業をしているような形でやっています。僕の家も近所で、記憶にある限り、譲受人の方が自宅の隣の畑でずっと耕作しているのを見ていて、この今回、譲渡人の方が財産整理というか、近所にいろいろ土地を持っているので、それを整理したいという流れの中で、今回のような話になったそうです。特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第2号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

議案第2号について御説明します。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

8月27日の午前10時に、譲渡人と譲受人の双方の代理人の方に現地でお会いし、お話を聞きました。

現地は別冊の2ページをお開きください。

清和小学校から富津方面に向かい、途中の植畑地区の最奥地であります。一番奥の植畑地区の奥でありました。譲受人は、木更津市内で野菜を中心に農業を営んできましたが、どうしても君津のほうで就農したいということで、今回の申請に至りました。

一方、譲渡人は、木更津市内で苗木の栽培販売を中心に長年行ってきましたが、体力的な

限界を感じるため、今回の申請に及んだとのこと。

現地での聞き取りの結果、特段の問題はないと思われますので、御審査のほどよろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第3号について、13番、鈴木委員から願ひします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案第3号につきまして、御説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の4ページをお開き願ひします。

国道410号、地図の上のほうから下、小櫃方面から鴨川方面に向かいまして、大坂大橋を渡り、大坂の信号を左折して、300メートルほど行きまして、富士見橋の手前、これを左折しまして、200メートルほど行ったところの左側が議案3号の(2)の大坂字刈米作でございます。

8月28日午後に代理人と現地を確認、聞き取り調査を行いました。現地はぶどうのハウス栽培をしていたところですが、生産者が亡くなりまして、今は栽培していなく、ハウスの中は草ぼうぼうになっておりましたが、草刈りをすればブルーベリーを植えられると思います。

譲渡人は、先代が亡くなり相続によりこの土地を取得しましたが、新潟県のほうへ引っ越したので、農地の維持管理ができないことから、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、ブルーベリー栽培を業務としている農地所有適格法人であり、ブルーベリーの栽培に適しているこの土地を取得して、農業経営規模の拡大を図るということでございます。

次に、議案3号の(3)大坂字峯岸の畑2筆の申請地ですが、大坂大橋の手前を右折しまして、300メートルほど行き、右折100メートルほど行ったところの右上で譲渡人が居住していたところであります。譲受人が譲渡人の住宅を借りていまして、ブドウのハウス栽培をしていた場所でブルーベリーの苗木を育てています。

次に、議案第3号(1)山滝野字原の畑の申請地ですが、別冊の3ページをお開きください。

左下のほうにゴルフ場のコースの印がありますが、ここが上総富士ゴルフ場の入り口でございます。その手前100メートルほどのところの左側でございます。

現地は、草刈りなどをして、よく管理をされておりました。譲受人の営農計画書、農業経営実施計画書もしっかりしており、問題はないと思われますので、よろしく御審議くださる

ようお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第4号ないし議案第13号

議 長 日程第4、議案第4号ないし第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第4号について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

中島地先の田1筆、面積978平方メートルを地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル192枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。雨水のみで自然浸透にて敷地内処理いたします。

汚水及び雑排水は該当しません。

工事中、大雨等災害情報・注意報発令時は常にパトロールを実施し、関係住民、地域及び隣接地等への被害を与えないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周囲にフェンスを設置し、立入禁止措置を講じるとともに管理責任者を標識にて明示します。

農業用排水及び施設に影響がないよう現状のままとします。

日照通風への影響は特にないと思われませんが、太陽光パネルは隣接地から1.5メートル以上の緩衝地帯を設け影響が出ないようにします。

切土盛土を伴う造成は行わず、ならし程度の整地のみとし、極力現状を維持し、土砂の流出に配慮いたします。

議案第5号ないし9号について同一事業のため、一括して御説明いたします。

大井地先の田5筆、合計面積1,957平方メートルのうち、1,117平方メートルを所有権移転、786平米を賃貸借権により駐車場へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第1種農地相当の農業振興用地となります。

本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び第11条第1項第2号イ、農地法施行規則第33条本文において、農業用施設、農産物処理加工施設などの地域の農業振興に資する施設の用に供する場合、農業用施設等の管理・利用のために必要不可欠な駐車場・トイレなどは適切な規模であれば認められます。

譲受人は、農産物加工所と農畜産物販売所を経営し、事業好評につき不足している駐車場を増設します。

用水、排水は発生しません。

雨水排水については自然浸透とします。

工事の際は災害・被害がないよう安全に配慮します。

隣接農地に対してコンクリート平板土留め等を設置し、土砂等の農地への流出防止対策をします。

議案第10号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

東栗倉地先の畑1筆、面積913平方メートルを地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地には太陽光パネル166枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。雨水のみ自然浸透で敷地内処理いたします。

汚水排水は該当しません。

工事中、大雨等の災害情報・注意報発令時は常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び隣接地等への被害を与えないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周囲にフェンスを設置し立入禁止措置を講じるとともに管理責任者を標識にて明示します。

農業用排水及び施設への影響がないよう注意いたします。

日照通風の影響は特にないと思われませんが、太陽光パネルは隣接地から2メートル以上の緩衝地帯を設け影響がないようにいたします。

切土盛土を行う造成は行わず、ならし程度の整地のみとし、極力現状を維持し、土砂の流出に配慮いたします。

フェンスのない東西と南側には小さな堤を設置いたします。

議案第11号について御説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

東栗倉地先の田1筆、面積1,576平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル168枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。雨水のみ自然浸透で敷地内処理いたします。

汚水、雑排水は発生しません。

工事中、大雨等の災害情報・注意報発令時は常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び隣地等への被害を与えないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周辺にフェンスを設置し立入禁止措置を講じるとともに管理責任者を標識にて明示します。

農業用排水設備等影響がないようにいたします。

日照通風への影響は特にないと思われませんが、太陽光パネルは隣接地から1.5メートル以

上の緩衝地帯を設け影響がないようにします。

切土盛土を伴う造成は行わず、ならし程度の整地のみとし、極力現状を維持し、土砂流出に配慮いたします。

議案第12号について御説明いたします。

岩出地先の田1筆、面積379平方メートルを地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル148枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。雨水のみで自然浸透にて敷地内処理いたします。

汚水、雑排水の発生はありません。

工事中、大雨等の災害情報・注意報発令時は常にパトロールを行い、関係住民、農地及び隣地等への被害を与えないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周囲にフェンスを設置し立入禁止措置を取るとともに、管理責任者を標識にて明示します。

農業用排水及び施設へ影響が出ないよう配慮いたします。

日照通風への影響がないと思われますが、太陽光パネルは隣接地から1.5メートル以上の緩衝地帯を設け影響がないようにします。

切土盛土を伴う造成は行わず、ならし程度の整地のみとし、極力現状を維持し、土砂流出に配慮いたします。

議案第13号について御説明いたします。

山滝野地先の田1筆、面積495平方メートルを所有権移転により太陽光発電設備へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル166枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。雨水のみで自然浸透にて敷地内処理いたします。

汚水、雑排水は発生しません。

工事中、大雨等の災害情報・注意報発令時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び隣地への被害がないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周辺にフェンスを設置し立入禁止措置を講じるとともに管理責任者を標識にて明示します。

農業用排水等影響がないよう配慮いたします。

日照通風への影響は特にないと思われませんが、太陽光パネルは隣接地から1.5メートル以上の緩衝地帯を設け影響がないようにいたします。

切土盛土を伴う造成は行わず、ならし程度の整地のみとし、極力現状を維持し、土砂等の流出に配慮いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第4号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第4号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

別冊5ページを御覧ください。

現場は小糸川沿岸土地改良事務所の約500メートル付近に位置する田んぼであり、9月2日、譲受人立会いによる現地の確認をしました。

現地は、不耕作の田んぼで太陽光発電施設に問題ないと思いますので、よろしく御審議お願いします。

以上です。

議長 続きまして、議案第5号ないし9号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第5号議案から第9号議案まで、関連がありますので一括して御報告します。

詳細は、ただいま事務局から説明があったとおりです。

場所ですが、別冊6ページを御覧ください。

紙面中央を横に太い道路があります。これは県道92号線です。ちょうど真ん中辺りに天照大神社とあります。そこから右方向、清和方面へ約300メートルくらい行った左側に申請地があります。

申請地は、約2,000平方メートルの田が5筆になっているような形になります。

譲渡人、譲受人から同一の方への委任状が提出されていたため、8月27日、午前11時頃

にその代理人の方とお会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。

現地は耕作されておらず、草が膝丈ぐらいに伸びている状態でした。譲受人は、養蜂業を経営しており、申請地のすぐ隣で蜂蜜の加工所や観光用の見学施設、商品販売などもしています。大型観光バスをはじめ、個人での来店客が非常に多いため、既存する駐車場ではとても足りないというのが現状ということから、今回のお話となりました。

特に問題ないと思われますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第10号ないし第11号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第10号について説明いたします。

詳細については事務局説明のとおりです。

場所については、別冊の7ページを御覧ください。

国道465号線の東栗倉の信号なんですが、ここから君津方面におよそ200メートルほど先を左折して、50メートルほど入ったところになります。

本来ならば、代理人の方、あるいは当事者の方たちと面談し、現地確認を行うところですが、ちょうど台風10号の影響で、なかなか代理人の方もこちらに来れないというようなことで、どうしたものかと思っておりましたが、事務局に確認したところ、こんな場合には電話でも構わないということでしたので、電話にて事業説明などを伺わせていただきました。また、私のほうで別途現地のほう確認をさせていただきました。

こちらにも太陽光発電の設備で、10月には工事に入りたいということでした。

特に問題はないかと思いますので、よろしく御審議をいただければと思います。

続いて、議案11号について御説明いたします。

詳細については、事務局の説明どおりです。

場所は同じ7ページのところになります。

同じく国道465号線東栗倉交差点から、鴨川方面に約300メートルほどの左側の側道の脇になりますけれども、そちらのほうで太陽光発電をということでございました。

議案10号と同一業者ですので、同様に電話にて事業説明を受けて、私のほうで別途現地を確認させていただきました。

特に問題はないかと思いますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 続きまして、議案第12号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

議案第12号について御説明させていただきます。

詳細につきましては、ただいま事務局説明のとおりです。

譲受人の所在地が遠方で、当日、台風災害が心配されましたので、8月28日に電話で太陽光発電施設の設置について確認をさせていただき、譲渡人とは8月30日の午前11時に現地で内容を確認しました。

譲渡人は、今後、農地の維持管理が困難であることから、貸し付けることを決めたとのことです。現地は総会議案の別冊8ページをお開きください。

国道465号線沿いにあります辻森郵便局から南南東に向かい約150メートルほど位置するところが現地です。

現地は、草刈りはされ、よく管理をされていました。隣接農地も同様に草刈りがよくされ、管理をされていました。太陽光発電の設置には特段の問題はないかと思われますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第13号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第13号につきまして御説明いたします。

申請の内容につきましては、事務局より説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の9ページをお開きください。

この地図には載っていませんけれども、小櫃川の左側を国道410号バイパスが斜め下のほうに向かって開通しております。山滝野の滝乃家という食事処の前の交差点を地図の上のほう小櫃方面に500メートルほど行ったところの左側の下が申請地でございます。

8月26日午後代理人と現地を確認、聞き取り調査を行いました。

現地につきましては、田となっておりますけれども、水稻の耕作は十数年来やっていないようです。直径約20センチ程度のモチノキが十数本生えておりました。譲渡人は、使っていないこの土地を有効に活用してもらいたいと、譲受人に譲渡することにしたそうです。

譲受人は太陽光発電事業を展開する会社で君津市内に数か所の太陽光発電所の計画があるようです。周囲に耕作している農地はないので、特に問題はないと思いますけど、よろしく

御審議くださるようお願いいたします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当の意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第14号ないし議案第18号

議長 日程第5、議案第14号ないし第18号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永畹次長 議案第14号ないし議案第17号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

議案書の5、6ページを御覧ください。

長谷川地先の田3筆、面積2,160平方メートルと畑4筆、面積3,476平方メートル、合計面積5,638平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、事業全体で許可面積54万6,794平方メートルの許可を得ていました

が、変更面積55万3,453平方メートルに拡大する計画変更申請がなされました。

周辺地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第18号について、御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

小櫃台地先の畑1筆、面積773平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和6年10月31日まで許可を得ていましたが、令和7年10月31日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事へ送付いたします。

◎議案第19号

議長 日程第6、議案第19号 令和6年度第5次農用地利用集積計画について、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子でございます。

議案第19号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和6年度第5次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書8ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区2件4筆、2,993平方メートル。小糸地区2件5筆、5,821平方メートル、清和地区5件7筆、8,002平方メートル、合計9件16筆、1万6,816平方メートル。

以上でございます。

所有権移転については、今回ございません。

個別の案件につきましては、議案書の9ページから13ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では令和5年4月1日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第19号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

小糸地区の農地に関して、20号議案になっちゃうかと思うのですが。

(「20号」と呼ぶ者あり)

宇野委員 19と20と一緒に。

小糸地区の上面作の畑の周りで、僕、うの福商店として農地の利用集積を図っているんですけども、他市の方がぼつんとかへ耕作に入ってくるということと、渡し手の方も県外

の方ということで、この辺を利用集積をうまく図るように、計らってというか、市内の近くでやっている農業者に集積することはできないのでしょうか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 結局、譲渡人と譲受人の貸し借りで合意があれば、中間管理機構としては認めざるを得ない。

宇野委員 集積計画という名の下に集積とは違うんじゃないかというところで、ちょっと聞いてみたんです。

金子経済環境部農政課企画調整係長 利用集積計画というタイトルですけども、中間管理機構を使って契約する上ではこの集積計画というもので農業委員会にも審議を経て報告をしないと契約というのはできませんので、本来は今後できる地域計画等で集約化、集積化というのはやっぱり今後の課題ということで、こういう計画には、地域計画というのもできるというのはそういうことではありますが、これを拒否することはできないよというところは、市としては、それは断れないというんですかね、やっぱりお互いの貸し借りがある以上はそれは認めざるを得ないかなと。

宇野委員 農政課として集積を図るということはどういうふうに進めていくんですか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 この今回、今、話があるのは恐らく20号議案、20号のほうの提案、今後、これから説明する部分に当たると思うのですが、集約、集積化という点で、1人の人に全部集約、集積するかということが目的ではなくて、やっぱりある程度担い手というものがいれば、それはやっぱり広くやっていただくということも考えていけないといけないので、これを断るとか、そういうことはやっぱり難しい。難しいというか、できないというんですかね。

宇野委員 そのとおりだとは思うのですが、現状、僕しか今作っている人がいない中で、他市からぼんと来て、現状、隣の農地も僕が管理して、周りの農地も大体六、七町歩作っているのですが、そこへぽつんと違う、新たに新規で入ってきて、管理がしづらくなってしまうという感じなんです。分かりました。

議長 それは、直接地主さんともうそういう話合いが済んでいて、園芸協会に申請が行ったという形ですか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 うちのほうの農政課のほうは、中間管理機構の業務を受託していますので、その話で上がってきた。

議長 地主さんの意向が強いのかな。

金子経済環境部農政課企画調整係長 今回はそうですね。

議 長 ほかに何か御意見、御質問ありますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、今の１９号について採決したいと思います。

議案第１９号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎議案第２０号

議 長 日程第６、議案第２０号 令和６年度農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

なお、議案第２０号につきましては、１１番、重田忠男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(１１番 重田忠男委員 退室)

議 長 議案第２０号について、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第２０号について説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対しまして、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和６年度農用地利用集積等促進計画案（令和６年９月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書１５ページを御覧ください。

一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小糸地区１件、畑６筆、１万５,３０２平方メートル、小櫃地区１件、田４筆、４,４１６平方メートル、上総地区１件、畑１筆、４５８平方メートル、合計３件、１１筆、２万１７６平方メートル。

以上でございます。

機構受け手間契約については今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書の１６ページから１７ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第２０号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたらお願いします。

ほかに何か御意見、御質問ございますか。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第２０号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで重田委員の入室を認めます。

(１１番 重田忠男委員 入室)

◎報告第１号ないし報告第１２号

議長 日程第６、報告第１号ないし第４号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告第５号ないし第６号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告第７号ないし第１１号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、報告第１２号 君津・小糸・清和・上総地区地域計画策定に伴う目標地図素案の提出について、事務局から説明をお願いします。

安田事務局長 それでは、報告第１２号 君津・小糸・清和・上総地区地域計画策定に伴う目標地図素案の提出について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、これまで地域の話合いで策定、実施してきた地域農業の将来の在り方を示した人・農地プラン、これが法制化され、改正後は、地域農業の将来の在り方を示した地域計画とその目標地図の作成が令和７年３月までに策定することが定められました。

これにより、農業委員会では、地域計画に伴う目標地図の素案を作成をしまいいりました。今年度、君津・小糸・清和・上総地区に取り組んできまして、昨年の１２月に第１回目の話合いを実施し、その後、農地の管理と営農に関するアンケートを行い、アンケートの結果を反映した地図を作成して、今年６月から各地区で目標地図について話合いを実施してきました。

各地区での話し合いでは、農業委員さんに話し合いの進行役を担っていただき、地域の関係者による話し合いをまとめていただき、それに基づいて地図の修正を行ってきました。

各地区ともに、地域の関係者による話し合いが終わりましたので、まとめました目標地図の素案を市長に提出いたします。

なお、提出後の地域計画策定に至るまでのスケジュールは、9月中に農業関係機関への意見聴取、その後に地域計画を公告、縦覧を行い、年内に計画策定、公表となる予定でございます。

説明は以上でございます。

議長 長 ただいまの報告第1号ないし第12号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第12号を終わります。

◎閉 会

議長 長 以上をもちまして、令和6年第9回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和6年第10回農業委員会総会は、令和6年10月7日月曜日に市役所5階大会議室にて午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後2時50分)